

工事監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による工事監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の対象

(1) 富山市親水広場整備工事

ア 所 管	建設部 道路整備課
イ 工事場所	富山市湊入船町地内
ウ 契約日	令和6年6月27日
エ 工期	令和6年6月28日～令和8年3月13日
オ 契約金額	1,036,200,000円
カ 請負業者	日本海建興・角地建設・辻建設富山市親水広場整備工事 共同企業体
キ 工事概要	敷地造成工 N=1式 植栽工 N=1式 給水設備工 N=1式 無散水消雪管工 N=1式 雨水排水設備工 N=1式 污水排水設備工 N=1式 電気設備工 N=1式 園路広場整備工 N=1式 サービス施設整備工 N=1式 建築施設組立設置工 N=1式 管理施設整備工 N=1式 公園施設等撤去工 N=1式 伐採工 N=1式

(2) 吳羽丘陵フットパス（城山側）園路整備（その2）工事

ア 所 管	建設部 公園緑地課
イ 工事場所	富山市茶屋町地内
ウ 契約日	令和7年8月28日
エ 工期	令和7年8月29日～令和8年2月27日

オ	契約金額	40,447,000円
カ	請負業者	株式会社中曾根造園
キ	工事概要	
	敷地造成工	N=1式
	雨水排水設備工	N=1式
	電気設備工	N=1式
	園路広場整備工	N=1式
	管理施設整備工	N=1式
	構造物撤去工	N=1式
	仮設工	N=1式

2 監査の着眼点及び実施内容

工事の設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査を実施した。

なお、監査には、工事技術に関する専門知識を必要とするので、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査技術調査業務委託契約を締結し、設計及び施工の技術面での調査を委託した。

監査の実施に当たっては、対象工事の所管課から監査資料及び設計図書等関係書類の提出を求めるとともに、関係職員及び工事施工業者から説明を求め、書類監査及び実地監査を行った。

3 監査の日程

令和7年10月8日から令和7年11月7日まで

4 監査の実施場所

- (1) 監査室
- (2) 各工事現場

5 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認める。

6 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

建設部 公園緑地課

修正設計の当初においては、呉羽丘陵フットパス連絡橋から城山側の市道に至る園路をバリアフリー化するための動線の検討を行ったものの、必要な用地の取得が困難であったことにより、バリアフリー園路の設置を断念した。その後、その代替案として城山側橋詰に四阿（あずまや）を設計することとし、修

正設計の変更契約を行った。修正設計の発注に際しては、その当初の段階から用地取得の実現性を含めたバリアフリー園路の全体像を捉え、必要以上に修正設計の変更が生じないよう、十分検討すべきであったと考えられる。

事業全体の整備内容を十分精査し、計画的な設計発注を行うよう一層努められたい。